増改築等工事証明書発行手数料一覧

※必要書類はコピーを郵送ください.メールでの書類送付は受付けておりません。

※郵送いただいた書類は返却いたしません。必ずコピーを取ったものを郵送ください。

リフォーム減税等種類	証明書発行手数料（税込）
①バリアフリーリフォーム減税	9,900円
②省エネリフォーム減税	9,900円
③同居対応リフォーム減税	9,900円
④耐震リフォーム減税	9,900円
⑤長期優良住宅化ﾘﾌｫｰﾑ減税	9,900円
住宅ローン減税	9,900円
住宅ローン減税（買取再販住宅）	9,900円
固定資産税の減税	9,900円
贈与税の非課税措置	9,900円
財形貯蓄の適格払い出し	7,700円
登録免許税の特例措置	9,900円
不動産取得税の特例措置	9,900円

①～⑤にプラスして、その他工事（1号工事～6号工事）の5%控除対象工事がある場合

プラス7,700円（税込）

●1号～6号工事については裏面

↑その他工事（1号工事～6号工事）の5%控除対象工事がある場合は、見積内訳書のうち①～⑤にかかる工事費用と、その他の工事費用とを色分けするなどして分けて下さい。また、補助金を受けた場合も、①～⑤の工事に対する補助金額と、その他の工事に対する補助金額を分けてください。

バリアフリーリフォーム減税　増改築等工事証明書を発行するために必要な書類

「建物の登記事項証明書」の写し	改修工事を行った家屋（土地ではなく建物）のもので、所有者が証明申請者であること。（リフォーム工事完了後に法務局で取得したもの）
工事請負契約書の写し（※印紙の貼られたもの）	当初契約と最終支払金額に変更がある場合は、変更契約書等も必要です。ない場合は領収書や振込明細書、通帳コピーなど工事代金の支払いが確認できるものと、その金額分の見積内訳書をご提出ください ※契約書等が複数にわたる場合は、工事金額の一覧と総工事費用を記載した計算書を添付ください。（手書きでOKです）
工事費内訳書の写し（見積書）	工事要件を満たしているか、また、どこをどのようにリフォームしたかが確認できるもの
システムバスやトイレ等住設機器の図面	バリアフリーリフォーム減税に関係するシステムバスや便器、手すり等を設置の場合はメーカー発行の製品明細と製品図面
間取り図（リフォーム前とリフォーム後）	間取りの変更がない場合は現在の間取り図があれば結構ですが、トイレや浴室等の床面積を増加した場合は寸法入の前後図面が必要です。
工事写真（リフォーム前とリフォーム後）	バリアフリーリフォームを行った箇所すべての、工事前と工事後の写真。（当社の写真台帳シートをダウンロードしてご利用ください）※バリアフリーリフォーム減税はメジャー等で測定した写真が必要です。見本を参照ください。 http://www.taking-one.com/files/uploads/baria_mihon.pdf
補助金等の給付証明書のコピー	補助金や住宅改修費の給付を受けている場合は、その証明書のコピー※グリーン住宅ポイント等も対象
増改築等工事証明書発行依頼書	当社HPよりダウンロードの上、申請種類、住所・氏名・年齢・工事完了年月日等を記載ください

※その他、税の種類やリフォームの内容により必要と思われるものをご連絡することがあります

2022年11月　株式会社テイキング・ワン
0946-23-8201
http://www.taking-one.com/

①～⑤と同時に行うその他工事で5%控除対象となる1号～6号工事について

<table>
<tr><td>1号工事</td><td colspan="2">増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え
（大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の１種以上について行う過半の修繕・模様替え）</td></tr>
<tr><td>対象外工事▶</td><td colspan="2">外壁や屋根の塗装のみ工事、便器やキッチン等設備の取替のみ、クロス貼替えのみの工事、外構工事、エクステリア工事、浄化槽工事等</td></tr>
<tr><td>対象工事▶</td><td colspan="2">ユニットバス交換、間取りの変更工事、全面リノベーション、和室を洋室に改修、床材を撤去後に新規フローリング、屋根の葺替え、外装板の貼替え等</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2号工事</td><td colspan="2">マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え</td></tr>
<tr><td>①床等の過半の修繕または模様替え</td><td rowspan="5">※対象外工事、対象工事の内容は1号工事に準ずる</td></tr>
<tr><td>②階段の過半の修繕または模様替え</td></tr>
<tr><td>③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え （その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る）</td></tr>
<tr><td>④壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え （遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3号工事</td><td colspan="2">家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え</td></tr>
<tr><td colspan="2">※対象外工事、対象工事の内容は1号工事に準ずる</td></tr>
<tr><td>4号工事</td><td colspan="2">新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え</td></tr>
<tr><td>5号工事</td><td colspan="2">一定のバリアフリー改修工事に該当する工事（バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外）</td></tr>
<tr><td>6号工事</td><td colspan="2">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事</td></tr>
</table>

対象工事、対象とならない工事詳細は以下参照（一社）住宅リフォーム推進協議会
https://www.j-reform.com/zeisei/pdf/zeiseiR4_qa.pdf

※全体工事のうち、対象外工事が一部ある場合は、その分の工事費用を差し引きます。
※上記についてのお問合せはお電話にてお願いいたします。

2022年11月　株式会社テイキング・ワン
0946-23-8201